陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行う送信装置	基地局と通信を行う送信装置
八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八九五MHz以下	八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下

一　基地局対向器の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

二　基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

三　陸上移動局対向器の空中線電力の総和は、一一〇ミリワット以下であること。ただし、前に定める無線設備と共用するものにおいては、第一項に掲げる周波数の電波を送信する場合は、二五〇ミリワット以下であること。

四　陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下とし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。ただし、第一項に掲げる周波数の電波を送信するものにあつては二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

五　基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

六　他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

第四十九条の六の前に次の節名を付する。

第四節の三　携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備

第四十九条の六の五第一項中「次の各号（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては第一号ロ及び第二号ロ、陸上移動中継局にあつては第二号ロ及びハに限る。）の条件」を「次に掲げる条件」に改め、同項の表及び同条第二項中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同条中第三項を削り、第六項を第五項とし、第五項を第四項とし、第四項を第三項とする。

第四十九条の六の九第一項中「次の各号（陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。）にあつては第一号ロ及び第二号ロ、陸上移動中継局にあつては第二号ロ及びハに限る。）の条件」を「次に掲げる条件」に改め、同項の表及び同条第二項中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第五十七条の三ただし書中「時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」を「携帯無線通信の中継を行う無線局、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」に改める。

別表第一号注31(1)ケを同(1)サとし、同サの前に次のように加える。

ロ　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ヲ)　基地局　（0.05×ｆ×10^{-6}＋12）Hz

なお、空中線電力が24デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下の場合にあつては、（0.1×ｆ×10^{-6}＋12）Hz、空中線電力が20デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下の場合にあつては、（0.25×ｆ×10^{-6}＋12）Hz

(ワ)　陸上移動局　（0.1×ｆ×10^{-6}＋15）Hz

別表第一号注31(1)中クを削り、キをクとし、カをクとし、オをキとし、同キの前に次のように加える。

オ　815MHzを超え850MHz以下、860MHzを超え901MHz以下又は915MHzを超え940MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ヲ)　拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの

次式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

A　基地局　（0.05×ｆ×10^{-6}＋12）Hz（ただし、空中線電力が８デシベル（１Wを０デシベルとする。）以下の場合にあつては、（0.1×ｆ×10^{-6}＋12）Hz）

なお、空中線電力が20デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下の場合にあつては、（0.25×ｆ×10^{-6}＋12）Hz

B　陸上移動局　（0.1×ｆ×10^{-6}＋10）Hz

(ワ)　拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもの

A　基地局　0.05（10^{-6}）

B　陸上移動局　300Hz

カ　1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ヲ)　拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの

次式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

A　基地局　（0.05×ｆ×10^{-6}＋12）Hz（ただし、空中線電力が８デシベル（１Wを０デシベルとする。）以下の場合にあつては、（0.1×ｆ×10^{-6}＋12）Hz）

なお、空中線電力が20デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下の場合にあつては、（0.25×ｆ×10^{-6}＋12）Hz

B　陸上移動局　（0.1×ｆ×10^{-6}＋10）Hz

(ワ)　拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップ又は毎秒3.6864メガチップのもの

A　基地局　0.05（10^{-6}）

B　陸上移動局　150Hz

別表第一号注31(1)中ウ及びエを削り、イをエとし、アをウとし、同ウの前に次のように加える。

ア　第49条の６に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（同条第３項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）

次式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ヲ)　陸上移動局

A　陸上移動局対向器　（0.1×ｆ×10^{-6}＋12）Hz

B　基地局対向器　300Hz

(ワ)　陸上移動中継局

A　陸上移動局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備　（0.1×ｆ×10^{-6}＋12）Hz

B　基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備　300Hz

イ　第49条の６に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（同条第３項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）

(ヲ)　陸上移動局対向器　0.05（10^{-6}）Hz

(ワ)　基地局対向器　300Hz